

命より、利益が優先される社会でいいのか？

1956年の公式確認から70年。水俣病は決して「終わった過去」ではありません。企業の利益のために環境が壊され、命が軽んじられた「加害の構造」は、今の時代のブラック企業問題や環境破壊にも通じる重大な警告です。いまだに救済を求めて闘い続ける人たちがいる現実。最新の裁判結果や国の姿勢を問い直し、すべての被害者が救われる未来へ。社民党熊本県連合が、今の時代だからこそ伝えたい決意をここに記します。

水俣病公式確認70年 にあたっての談話

今年には1956年の水俣病公式確認から70年となり、本日は例年通り環境大臣も参列して記念式典が開催された。また前日から患者・被害者団体の皆さんと意見交換した。

水俣病は原因企業であるチッソによる有機水銀排出によるものであり、企業利益を優先し人命と環境を軽視した結果であった。また、被害の拡大を防ぐ責任を負う国および熊本県は、迅速かつ適切な対応を怠った。この「加害の構造」は、単なる過去の過ちではなく、現代社会における環境政策や企業のあり方に対する重大な警鐘である。

これまでの水俣病の闘いや裁判闘争により水俣病の原因および責

任は明らかにされてきたが、病像と実態の解明については未だに明確にされていないし、すべての被害者救済は実現していない。

国の認定基準は複数症状の組み合わせを原則としている。2013年には感覚障害だけでも総合的に検討して「水俣病と認める余地がある」と通知は出したものの汚染魚を多食した客観的資料を求めるなど、被害者認定の基準は依然として厳しいものであり、多くの未認定被害者が救済から取り残されている。ただ、今年3月には新潟地裁判決では棄却処分とされた原告全員を水俣病患者と認定した。そして、新潟県知事は控訴はしたものの認定基準の抜本的見直しを国に求めている。(裏面に続く)



また、水俣病特別措置法にもとづく救済策においても2012年に申請が締切られたが、認定されなかった被害者が起こした裁判において東京地裁、大阪地裁、新潟地裁と熊本地裁で200名近い原告を水俣病と認定している。さらに、同特措法の規定に基づいて環境省が今年実行しようとしている不知火海沿岸の住民健康調査についても問題がある。同省は「この調査は水俣病かどうかを判断するものではない」としており、また、脳磁計とMRIを使う手法についても被害者側から「被害の切り捨てや矮小化につながりかねない」との批判が出されている。国はこれらの事実を真摯に受け止めなければならない。

水俣病70年にあたり、これまでの歴史と現状に学び水俣病の全面解決に向けて社民党熊本県連合も取り組んでいく。

2026年5月1日

社会民主党熊本県連合



社民党熊本県連合代表
今泉克己

社民党熊本県連合は約束します

公式確認70年となる水俣病の全面解決に向けて取組もう！

(第22回社民党熊本県連合定期大会スローガン)

地域社会の持続可能な発展のためには、経済成長だけでなく、地下水汚染を防ぎ川辺川ダム建設を阻止する政策など、公式確認から70年を迎える水俣病の現状と教訓を学び環境の課題に取り組む必要があります。

(第22回社民党熊本県連合定期大会県内情勢と課題)

今年で公式確認から70年となる水俣病の全面解決に向けて患者・被害者、地元住民や市民団体と連携して運動に参画し取り組みます。

(第22回社民党熊本県連合定期大会 2026～2027運動方針)



YouTube配信中

水俣病公式確認70年にあたっての談話～社民党熊本県連合談話～

<https://youtube.com/shorts/4Dp9MElesDU>

